

福岡大学法科大学院

法律専門試験

民 法

民事訴訟法

問題冊子（1～4ページ）

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述してください。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 6 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

第1問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問1〕、〔設問2〕に答えなさい。

〔事実関係〕

- 1 Aは、Bに自己所有の本件土地を売却し、移転登記も済ませた。
- 2 しかしこれは、BがAに対して代金を完済する資力も意思もまったくなかったにもかかわらず、登記の移転と同時に代金全額を支払うと欺罔して売買契約を締結し、ほんの僅かな内金を支払っただけで登記済証（登記識別情報）を入手し移転登記を経由した、というものであった。
- 3 そこでAは、Bによる詐欺を理由に本件土地の売買契約を取り消した。
- 4 しかしその後、AがB名義の登記を回復する前に、BはCから借金をし、Cのために本件土地に抵当権を設定し、その旨の登記が経由された。
- 5 以上のような事実関係の下において、Aは、Bに対して所有権移転登記の抹消を請求するとともに、Cに対して抵当権設定登記の抹消を請求しようと考えている（以下「本件請求」という。）。

〔設問1〕

Aは、Cに対してどのような法的主張・法律構成を展開して本件請求をおこなっていくものと考えられるだろうか。

〔設問2〕

Aの以上のような主張に対して、Cは、どのような反論をおこなって対抗してくることが予想されるだろうか。

第2問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、設問に答えなさい。

〔事実関係〕

X（母）とY（父）は、平成19年に婚姻し、平成20年にA（長男）をもうけたが、長男の養育等を巡って夫婦仲が険悪となり、平成23年5月6日に、XがAを連れて自宅を出て別居状態となった。Xは自分の両親が住む実家近くのマンションで、両親の援助を受けながら、Aの養育をしている。Yは、自分が監護者となるべく、平成24年に、子の監護者指定および子の引き渡し申立て事件、ならびにこれらを本案とする審判前の保全処分を申し立てた。これに対してXも子の監護者指定事件を申し立てた。家庭裁判所は、平成25年2月28日、Aの監護者をXと定め、Yの申立てをいずれも却下した。その後、Yは2度にわたって、子の監護者変更を求める申立てをしたが、いずれも却下された。Xは、Aを連れて自宅を出て以来、一人でAの養育にあたっており、Yからの援助は受けていない。Xは、Aを養育しながら生活するうえで必要な収入を得ていないことから、これまでの生活に要する費用については、実家の父母からの援助に頼っている。XはYに対して、生活に必要な費用を請求しようと考えている。また、Xの父母は、XとAとの生活に必要な費用を援助してきたので、その費用をYに請求しようと考えている。

〔問1〕 このような状況で、次の請求をした場合について答えなさい。

- ① Xからの請求は、どのような場合には認められ、また認められないか簡潔に答えなさい。
- ② Xの父母からYに対する請求が認められるか否かについて簡潔に答えなさい。

〔事実関係・つづき〕

Xは、平成25年に、婚姻関係破綻を理由に、離婚および慰謝料1500万円の支払いを求め、附帯処分として養育費の支払いおよび年金分割を求めて、家庭裁判所に訴えを提起した。Xは親権者の指定について、AはXと安定した生活を送っていること、監護者指定の審判において、Xが監護者と指定されていること等から親権者をXと指定すべきであると主張した。これに対して、Yは、離婚請求の棄却を求めるとともに、予備的に、Aの親権者をYと定めるべきであると主張した。

親権者の指定に関しては、Xは、一定の条件の下での面会交流を月1回程度の頻度とすることを希望しているのに対して、Yは、AとXとの交流については、緊密な親子関係の継続を重視して、年間100日に及ぶ面会交流計画を予定している。

〔問2〕 この離婚事件に関して答えなさい。

- ① 離婚請求が認められるかどうかについて答えなさい。
- ② 離婚請求が認められるとして、親権者としてはXとYのいずれを指定すべきかについて答えなさい。

第3問（民事訴訟法）

【問題】

Aは、「私は長女Yに別紙目録の不動産を遺贈する。」と記載した自筆証書遺言を作成し、弁護士に預けた。Aには、他に目ぼしい財産はなかった。1年後にAは死亡し、家庭裁判所で上記遺言の検認がされた。相続人はY、X₁、X₂の3人の子のみであった。

X₁は、この遺言はYがAを誘導して書かせたものであり、無効であると考えた。また、Aには、晩年認知症の症状が見られたことから、遺言作成時に十分な理解力がなかったと考えた。

X₂は、この遺言は長子相続制度の名残りであり、憲法24条に反して無効であると考えた。

そこで、X₁は、Yに対して、遺言無効確認訴訟を提起した。Yは、遺言作成は過去の行為であるから確認の利益がないと主張して、訴えの却下を求めた。

裁判所は、どのような判断をすべきか。

また、仮に、裁判所が本件訴えを適法とした上で請求棄却判決をし、これが確定した場合、X₂は、あらためて本件遺言の無効確認訴訟を提起できるか。

